

**奈良市安全安心まちづくり基本計画
（令和4年度～令和8年度）
パブリックコメント実施結果について**

1. 意見募集の結果

1.意見募集期間：令和3年12月28日（火）～令和4年1月27日（木）

2.意見の提出者数：個人 2通（2人）、団体 0通（0人）

（提出方法別内訳）

提出方法	個人	団体
郵便・信書便	0通	0通
ファクシミリ	0通	0通
Eメール	2通	0通
持参	0通	0通

（提出者属性別内訳）

属性別内訳	
市内に住所を有する人	1通
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体	0通
市内に存在する事務所又は事業所に勤務する人	1通
市内に存在する学校に存学する人	1通
案件に利害関係を有する個人及び法人その他団体	0通

3.意見の件数：21件（うち21件の意見に対して回答）

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
1	1, 2	目次について 第〇章の次行は一文字分あけて記載するべきではないか。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 目次の章の次行の節は1文字開けて表記しました。
2	-	計画本文中で使用する「等」、「など」の表記を統一するべきではないか。 混在しており、いずれかに統一が必要。	接尾語として使う「など」と「等」については、「等」を原則として使用することとしますが、公用文として読む場合には「トウ」と読みますので、「トウ」と読むのが不適切な場合は「など」を使用します。既に行った市民アンケート調査の設問の表記で「など」となっている部分は変更しないものとします。
3	4	第1章総則/第3期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」の計画期間変更の理由について 過去の奈良市安全安心まちづくり基本計画期間は5年であるが第3期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」を3年（H31～R3年）とした理由について、他計画との整合性も含めて一般市民が理解し得る表記とすべきである。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 市民の皆様にご理解いただけるよう、現基本計画が当初の計画期間（5年）から期間変更（3年）となった理由を、「第1章総則3.計画の位置づけ」に下述の文章を追加いたします。 <u>第4次奈良市総合計画後期基本計画が令和2年度をもって計画期間が終了となるため、その期間に合わせ、第4期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ新しい生活を見据えた計画とするため、延長されることとなりました。本市の総合計画との調和が重要と考え、第4期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」につきましても、本市における安全安心まちづくりの状況をしっかりと把握し、課題解決に向け、より実効性の高い計画とするため、第3期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」の計画期間を延長し、期間の終期を令和2年度から令和3年度に変更することとしました。</u>

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
4	6～17、 44～63	・図のタイトルは内容を表す表記とし、中央（センター）に表記すべきではないか（タイトルの位置（上、下）は図、表、写真などにより一般的に定められている）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> すべての図のタイトルの位置を、図の下、すべての表のタイトルの位置を表の上とします。図及び表のタイトルは内容を表す表記とし、中央に配置しています。
5	6～17、 41～42、 44～63	・図5（他の図も同様）内の年号の表記統一（令和またはR）をすべきではないか。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> すべての年号の表記をアルファベット表記から、漢字表記に変更します。
6	10、41	・図5右側の単位を億円単位とするべきではないか。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 図5右側単位を「万円」単位から「億円」単位へ変更します。また資料編2奈良県・奈良市における特殊詐欺の被害件数・被害額の被害額についても、桁の表記を改めました（「億」を追加）。
7	6、10～12	・図6、7の縦軸の単位を追記すべき（横軸、縦軸の単位記載は必須）ではないか。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 縦軸に単位の記載が漏れていた図1、図5、図6、図7、図9については、単位を追加します。

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
8	12	・図10下2行目に「令和2年には交通事故死者数が4人となり、平成で最も多かった26人（平成2年、4年）から大幅に減少しました（図9）。」とあるが、図9はH28～R2年度（のみの数値）と（なっており）、H2とH4の数値がないため、必要ならば図9にH2以降の数値を記載する必要がある。	本市の交通事故死者数については平成で最も多かった平成2年と平成4年の数値が前後の年と比較して突出して多いということではなく、以降は緩やかに減少していることから、図9の表記は変更せず、本文図10下2行目の本文中、「大幅に減少」という表現を「緩やかに減少」という表現に改めます。
9	6、13、14、16～18、23、32	・図11において、「前回調査」または「第3期計画改定時の調査」のいずれかに表記統一をすること（文中と図11中で同じ内容を示すのに表記が未統一なため）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 「第3期計画改定時の調査」を「前回調査（平成30年）」に変更し、P6の脚注に前回調査（平成30年）は第3期奈良市安全安心まちづくり基本計画改定時の市民アンケート調査である旨、注釈を加えることとします。
10	13	・資料②下1行目「市内の交通事故死者に占める高齢者の割合を見ると、令和2年には全体の75%を65歳以上の高齢者が占めています（資料②）。」とあるが、「（図9、資料②）」とすべきである（資料②だけを見て本内容を定量的に認識できない。図9と見比べて始めて、令和2年奈良市死亡者数4人に対して3人なので75%と理解できるため）。	ご指摘の箇所については、交通事故死者数に占める65歳以上の高齢者の交通事故死者数の割合を令和2年のみ取り上げることをやめ、「平成28年～令和2年までの5年間で、市内の交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は、50%以上を占めています（図9、資料②）」の表記に変更いたしました。なお、変更後の文章についても、図9、資料②の両方を参照して分かる文章となっているため、参照資料を（図9、資料②）とします。
11	13、14、41、42	・資料②表中の「年」を削除するべきではないか（列は年だが、行は項目であり年の表記ない方が理解しやすいため）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> すべての年号の表記をアルファベット表記から、漢字表記に変更したため、資料②、資料③、資料編2、資料編3の表中の「年」を削除します。

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
12	3、19、23、34	第3章1.基本方針の1及び9行目（以降数か所も同様） 「本市、市民、自治会等、事業者などが～」→「本市、市民、自治会、事業者等が～」と修正すべきではないか（4項目は並列表記であり、4つ目の事業者のあとに等を記載するのが一般的な表記方法）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 「本市、市民、自治会等、事業者などが～」となっていた部分については、「本市、市民、事業者、自治体等が～」に変更します。「自治会等」については、奈良市安全安心まちづくり条例で定義されているとおり、「自治会その他の地域的な活動を行う団体」のことです。
13	19	第3章2.基本目標の1行目 「～上記の～」→「～上述の～」または「～既述の～」に修正すべきではないか（上記、下記の場合は記を記載要）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 第3章基本方針と基本目標2.基本目標の1行目の「～上記の～」を「～上述の～」に変更します。
14	23、24	第4章2.施策の方向性・重点取組施策・市の主な取組/重点取組施策①の6行目 「～防犯カメラの増設設置～」→「～防犯カメラの増設～」と修正すべきではないか（増設には増やして設置する意味が含まれ、設が重複しているため）。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> ご指摘いただいた部分について、「～防犯カメラの増設設置～」から設置を削除し、「～防犯カメラの増設～」に変更します。また、P24の8行目の部分についても、「増設設置」となっていた部分を同様に変更します。
15	26	第4章3.重点取組施策の指標と実施計画の重点取組施策①の実施計画について 令和4年度～8年度まで新規設置200台とあるが、「5年で200台」または「1年あたり200台」か、理解しにくいため、第三者的に理解し得る表記とするべきではないか。	<u>ご意見いただいたとおり、計画案に反映します。</u> 第4章3.重点取組施策の指標と実施計画の重点取組施策①の実施計画の表の「新規設置200台」を「5年間で新規設置200台」の表記に変更します。

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
16	27	第5章/1.現状と課題の4段落4行目【参考意見】 「また、通学路の危険箇所に対して関係機関と連携し、安全対策を図る必要があります。」とあるが、R3年千葉県八街市通学時の児童死亡事故を受け通学路合同点検が実施され、校区内の危険箇所の改善を求め申請したにもかかわらず、当日の奈良警察署（交通第1課）の対応に対して、誠意が感じられないと参加者数名から意見があり、強く改善を求める。	貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 奈良警察署と情報共有し、今後、通学路の危険箇所の合同点検を実施する際の参考にさせていただきます。
17	33	第7章/2.施策の方向性・市の主な取組について 具体的な対策として、「啓発看板の無料配布」を実施しているため、追記するべきではないか。	犬のフン害、ごみのポイ捨て等、迷惑行為を防止するための啓発看板については自治会単位に無料で配布しているものもございますが、啓発活動に包括するものとするため、追記しないものとします。
18	33	「路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います」について 巡回は見たことないが、毎日実施していただきたい。喫煙者の中には凶暴な者もいる。先日でも列車内で高校生に重傷を負わせた喫煙者がいた。自分では注意できないので、市で巡回していただきたい。	路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題ではありますが、喫煙者個人のモラルに訴えるだけでは事態の改善は難しいと考え、本市においては奈良市路上喫煙防止に関する条例を定め、路上喫煙禁止地域を設けるとともに、路上喫煙防止指定職員証を携帯した指定職員が巡回しています。
19	33	「路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います」について 巡回するだけでなく、路面の標識ペイントを更新するなど視覚に対して効果的な手段で啓発もしてほしい。消えて見えなくなっているものが多すぎる。	路上喫煙禁止地域内での周知、啓発及び注意喚起を行うための路面表示等につきましては、禁止地域が近鉄奈良駅前及びJR奈良駅前を含めた大宮通り、三条通りと広範囲になっていますので、順次更新を実施しております。

2. パブリックコメント意見一覧及び奈良市の考え方

番号	ページ	意見の内容（概要）	市の考え方
20	33	加熱式タバコも呼出煙への暴露により周囲への受動喫煙が生じるため、条例の規制対象に加えてほしい。	奈良市路上喫煙防止に関する条例の趣旨として、たばこの火がすれ違いざまに他者の身体、衣服に当たり被害を出す可能性がある安全面や、吸い殻のポイ捨てにより美観が損なわれる景観的な問題に対処すべく制定されていますが、新型たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等）の喫煙は、他人に火傷を負わせる等の危険を及ぼしたり、吸い殻の散乱を招くおそれが少ないことから規制対象外となっています。しかしながら、加熱式タバコについても、通常の喫煙行為同様のマナーを守った喫煙をお願いしています。
21	33	喫煙所は、周囲に受動喫煙が生じるため不要と考える。	改正健康増進法の施行により、屋外の公共の場所において喫煙設備のない場所での禁煙が努力義務化されたことを受け、路上喫煙禁止地域において、喫煙所は廃止しております。